

平成 29 年 3 月 10 日

農場 HACCP 認証審査申請受付について

公益社団法人 中央畜産会

本会は、農林水産省が示している、「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（以下「農場 HACCP 認証基準」という）」及び「衛生管理ガイドライン」に基づく農場の認証審査を以下のとおり実施しています。

1. 認証の対象区分及び種類

本会が認証を行う対象区分及び種類は次のとおりとします。

- (1) 対象の区分は畜産農場とし、種類は牛、豚、鶏とします。
- (2) 対象の認証公表区分は牛（乳用/肉用）農場、養豚農場、養鶏（採卵/肉用）農場の各農場単位を原則とします。

2. 認証申請の必要書類と費用

(1) 必要書類

別記様式の申請書正副 2 部、農場 HACCP 認証基準で要求する文書一式 5 部
及別添 1 の「同意書」1 部

(2) 審査費用

本会にお問い合わせいただいた上で、所定の費用を本会指定の口座あてにお振り込み下さい。

(3) 現地審査旅費

現地審査旅費については、別に定める本会の旅費規程に基づき、現地調査に必要な旅費を徴収させていただきます。

(4) 認証有効期間維持審査

認証有効期間は認証された日から 3 年間です。認証有効期間中に 2 年を超えない時点で、現地調査を中心とした維持審査を受けていただきます。なお、当該維持審査に係る費用はその時点で当該審査費用とは別に徴収させていただきます。

3. 添付書類

農場 HACCP 認証基準で必要とされる文書は、別添 2 の「農場 HACCP 認証基準に基づく関連文書リスト」を参照の上同文書リストと併せ提出してください。

4. 認証審査のスケジュール等

本会は申請書類及び費用の振り込みを確認させていただいた後、書類審査を行い、これと併せて認証申請者と日程等の調整を図った上で、現地調査の 1 週間前までに調査方法、内容、調査年月日等を記載した実地調査計画書を申請者に通知いたします。

5. 更新審査

認証有効期間が満了する 2 か月前までに、別記様式 2 により更新審査の申請をしてください。なお、認証農場が期間内に申請を行わない場合には認証は失効します。上記の 2～4 は準用します。

6. 維持審査

初回認証取得又は更新 10 か月経過後 1 年 10 か月以内に、別記様式 3 により維持審査の申請をしてください。なお、認証農場が期間内に申請を行わない場合には認証は失効します。上記の 2～4 は準用しますが、農場 HACCP 認証基準で要求する文書一式は 3 部提出してください。

参考

農場 HACCP 認証審査要領 (28 年度発中畜第 2841 号)

(業務に関する情報の提供及び認証申請者への遵守事項の要求)

第 20 条 【略】

- 2 本会は、認証申請者に対して認証を行おうとするときは、当該認証申請者に対し、認証後は以下の事項を遵守することを要求するものとする。
- (1) 認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること。
 - (2) 認証農場を改築等変更し、又は生産業務を廃止しようとするときは、あらかじめ本会に通知すること。
 - (3) 認証を受けている旨の広告又は表示をするときは、認証農場で生産された製品について本会の認証を受けていると誤認させ、又は本会の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
 - (4) 認証を受けている旨の広告又は表示をするときは、認証農場が農場 HACCP 認証基準に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
 - (5) 本会が(3)又は(4)の条件に違反すると認めて広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
 - (6) (3)又は(4)のほか、他人に認証農場の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認証農場以外について本会の認証を受けていると誤認させ、又は本会の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
 - (7) 本会が行う調査等に協力すること。
 - (8) 認証農場は関連法令及びこれに基づくコンプライアンスを遵守し、公序良俗に反することがないこと。
 - (9) 本会は、認証農場に対し、必要な報告を求め、又は事務所、農場等に立ち入り、認証農場の広告又は表示、帳簿その他の物件を検査することができること。
 - (10) 認証農場が(1)から(8)までの条件に違反し、又は虚偽の報告をし、若しくは(9)の検査を拒否、妨害若しくは忌避をしたときは、本会は、認証の取消しを請求できること。
 - (11) 認証農場が(10)の請求に応じないときは、本会はその認証を取消すこと。
 - (12) 認証の取消しの場合には、認証農場は本会の要求どおりに認証書を返却すること。
 - (13) 本会は、認証をしたときは、認証農場の氏名又は名称及び住所、認証に係る畜種並びに認証の年月日、(11)の規定により認証を取消したときは、当該取消しの年月日及び当該取消しをした理由を公表すること。
 - (14) 認証農場に関して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を本会の求めに応じて本会に利用させること。